平成２９年（フ）第３５号
千葉県佐倉市吉見184番地２
債務者　栗原　身修
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第５号
愛知県豊川市本野町北貝津45番地　スターフィールド７番館202号
債務者　久保田一洋
1　決定年月日時　平成29年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月24日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１８号
愛知県豊橋市大手町122番地（Ｂ―202）
債務者　小柳　　寿
1　決定年月日時　平成29年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月24日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第３７６号
大阪市住吉区山之内４丁目13番１―803号
債務者　石田初美こと　ＫＩＭ　ＣＨＯＭＩ　金　　初美
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５８６号
大阪市住吉区長居西１丁目13番23―106号
債務者　城本　好乃
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７３１号
大阪府四條畷市雁屋南町12番11号　サンクレセール302
債務者　春日　真理
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７８０号
大阪府大東市氷野３丁目11番50号　レスタージュ住道512号
債務者　都田　良治
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８３８号
大阪市住吉区万代東２丁目３番16―514号
債務者　新川　清広
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６５号
静岡市葵区大岩４丁目45番11号　コアパレス大岩201
債務者　田中　朝和
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月８日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７７４号
静岡県牧之原市細江2234番地１　リンピアＥＡＳＴ　102、旧住所静岡県牧之原市勝間３番地１
債務者　横山　孝子
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５０５号
岡山市北区奥田本町15番４号203、旧住所岡山市北区今７丁目２番22―108号
債務者　西谷　忠義
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第３９８号
岡山市北区津高88番地１
破産者　中本　恵美
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　唯一の債権届出が取り下げられ届出債権者がいなくなったため、破産者の破産手続廃止の申立てを相当と認める。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２８年（フ）第９３０号
千葉市若葉区みつわ台２丁目46番８棟103号
破産者　水谷　哲雄
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９６５号
千葉市中央区中央２丁目９番１号　アプレ千葉センターコート204号
破産者　牧野　　朗
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０９２号
千葉市花見川区検見川町３丁目316番地35　ヒルサイドヴィラ301号
破産者　小野木　圭
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係